

多久市総合計画審議会委員を募集します

総合計画は、わたしたちのまちの将来像と基本的な施策を表し、まちづくりの指針となるものです。

多久市では平成23年度から平成32年度までの10年間を期間とする新しい「多久市総合計画」をつくりたい。この計画でどのようなまちづくりを進めていくか、市民のみなさんから意見を反映させるため、学識経験者や各種団体の代表者で構成される多久市総合計画審議会を設置します。この審議会の委員を次のとおり募

集します。（応募者の中から選考により委嘱する方を決定します。）

募集人数 3人

任期 平成21年12月～平成22年12月
報酬 日額 5、100円

（会議1回の出席につき）

- ① 応募資格 次のすべてに該当する方
② 合計5回程度開く審議会（平日の午後を予定）に出席できる方

応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記入して、持参、郵送、FAX、電子メールいずれかの方法で提出してください。

用紙は市役所総務部経営統括室、各町公民館で用意しています。また市のホームページからもダウンロードできます。

http://www.city.taku.lg.jp/
応募期限 平成21年11月30日(月)

■問い合わせ・応募先
総務部 経営統括室
〒751-2116 FAX 751-2110
電子メールアドレス somu-toukathu@city.taku.lg.jp

社会保険庁から平成21年分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されます

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。

年末調整や確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要です。申告を行うまで大切に保管してください。

納め忘れなどがある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告できます。

□控除証明書の送達時期

○平成21年11月上旬に届く方は
平成21年1月1日から9月30日までに保険料を納付した方

○平成22年2月上旬に届く方は
10月1日から12月31日までに今年初めて保険料を納付した方

■問い合わせ

佐賀社会保険事務所

多久市 市民生活課 保険年金係
☎ 31-4191
☎ 75-2159

■問い合わせ 福祉健康課 社会福祉係 ☎75-6118
健康増進係 ☎75-3355

守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ 11月は児童虐待防止月間です

子どもへの虐待に関する相談対応件数は依然として増加しています。時にはその生命が奪われるなど重大な事件も発生し、児童虐待は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

このために、虐待の発生予防・早期発見・早期対応から、被害を受けた子どもの自立にいたるまで、切れ目ない総合的な支援が必要です。

これらの総合的な対策が地域に根づき、効果的に実施されていくために家庭や学校、地域など社会全般での児童虐待に対する深い関心と理解が必要です。虐待根絶のため、みなさまのご協力をお願いします。

多久要保護児童対策地域協議会

みんなの力で子どもたちを守ります

???と思ったらまず通報を

- 佐賀県中央児童相談所へ相談・通報 ☎26-1212
- 多久市役所への相談・通報
 - 相談 福祉健康課 健康増進係 ☎75-3355
 - 通報 福祉健康課 社会福祉係 ☎75-6118
 - *夜間 多久市役所(代表) ☎75-2111
- 小城警察署への連絡 ☎73-2281

在宅での子どもや親への支援と予防

- ☆ 関係機関の実務者検討会の開催
- ☆ 保健サービスの利用や助言
- ☆ 関係機関による子どもと親への支援

子どもの自立・家庭機能の回復